要介護認定有効期間の半数を超える短期入所利用について【注意点】

居宅サービス計画作成にあたっては、短期入所サービスの利用日数が、要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならないとされています。

ただし、「おおむね半数を超えない利用」とは、在宅生活の維持という観点からの目安ですので、一律に適用されるものではなく、特に必要と認められる場合においては、認定有効期間のおおむね半数を超えて短期入所サービスを居宅サービス計画に位置付けることも可能となっています。

そこで、短期入所が認定有効期間のおおむね半数を超えて必要と判断される場合、理由書の提出を行ってください。

**【留意点】**

①　短期入所サービスの利用については、有効期間のおおむね半数を超える場合であっても、その利用者の心身の状況等を十分に勘案し必要最低限にとどめること。

②　短期入所サービスの利用がおおむね半数を超える場合にあっては、施設等への入所待機状態にあるか、また、本理由による待機者については、入所の優先順位が比較的高いと考えられるが、特定の施設のみでなく複数の施設に入所予約をするなど、短期入所のおおむね半数を超えての利用の早期解消に努めていること。

③　理由書は、認定有効期間のおおむね半数を超えると見込まれる月の前月までに提出すること。なお、次期有効期間において、同様におおむね半数を超えることになった場合は再度提出すること。（毎月の届出は不要とします。）

**【利用の対象者】**

以下のいずれかに該当する場合に、半数を超えて利用する必要性があるものと判断します。

①　利用者が認知症であること等により、同居している家族等の介護が困難な場合、若しくは独居で、在宅生活が困難であると判断される場合。

②　同居している家族等が高齢、疾病であること等を理由として十分な介護ができない場合。

③　その他やむ得ない理由により、居宅において十分な介護を受けることができないと市長が認める場合。

**【認定有効期間のおおむね半数の基準日数】**

認定有効期間のおおむね半数とは、認定有効期間日数を２で割った日数とします。少数点以下は、切り捨てます。認定有効期間のおおむね半数を超える日数は、半数に１日を加えた数です。

＜例＞ 認定有効期間日数　365日 ÷ 2 ＝ 182.5 ⇒ 182日 ⇒ 183日目 から半数超え

**【理由書の添付書類】**①　居宅サービス計画書第１表、第２表
②　サービス担当者会議の要点